

第3回南島原市農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 平成30年9月26日(水)午後2時00分～午後3時15分
- 2 開催場所 有家庁舎2階会議室
- 3 出席委員
(農業委員)

1番 水田 勇	2番 竹下正廣	3番 林田康徳	4番 山下勝也
5番 松川 正	6番 寺田健蔵	7番 植木健太郎	8番 永池弘美
9番 岡本敬一	10番 平 光正	11番 小川一英	12番 岩永豊一
13番 山口繁富	14番 長橋世紀	15番 太田香代子	16番 多比良豊徳
17番 山本幸彦	18番 中野裕二	(会長) 中川繁憲	

(農地利用最適化推進委員)

19番 大平幸博	20番 北岡新市	22番 本多利任	23番 中村修治
24番 井村正則	25番 井村秀裕	27番 本村龍次	28番 寺田秀則
29番 田浦康智	30番 末吉秀明	31番 伊藤忠雄	32番 田中八郎
33番 相川 徳	34番 山口俊一	36番 荒木登司郎	37番 岡田裕弥
38番 神崎好史	39番 中村康弘	40番 原田久也	41番 野原重光
42番 楠田耕三	43番 寺田俊秀	44番 末續公德	46番 木下勝徳
47番 宮崎陽一	48番 相良栄一郎		
- 4 欠席委員
(農地利用最適化推進委員)

21番 内田一郎	45番 宮崎 努
----------	----------
- 5 議事録署名委員 5番 松川 正 6番 寺田健蔵
- 6 事務局出席者 松尾 強 松本誠也 本多 守 山口梨沙

[日 程]

- 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第8号 農用地利用集積計画の決定について
議案第9号 農用地利用配分計画(案)にかかる意見について
議案第10号 南島原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について
議案第11号 県営農村地域防災減災事業(農業用河川工作物等応急対策事業)有馬川地区の施工申請に伴う土地改良法第3条資格者証明願いについて

事務局（〇〇） 皆さん、こんにちは。それでは、定刻となりましたので、ただいまから第3回南島原市農業委員会総会を開催いたします。綾部事務局長は、本日、市議会の本議会に出席しておりますので、本総会は欠席ということでございますので、よろしく願いいたします。

本日は、21番内田委員、45番宮崎推進委員の2名から欠席の届けがあつております。また、少し遅れると10番平委員から連絡があつております。まだ出席されていない委員の方も何名かおられるようですが、出席農業委員は過半数に達しておりますので、総会は成立しております。会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしく願いいたします。

議長 皆さん、こんにちは。本日は、第3回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

初めに、去る9月6日に発生しました平成30年北海道胆振東部地震で犠牲となられました皆様のご冥福をお祈りしますとともに、被災された皆様方に心よりお見舞い申し上げ、一日も早い復興をお祈りいたします。

朝晩は、大分しのぎやすくなつてまいりましたが、秋の農繁期に入り野菜の植えつけや稲の収穫作業なども始まつており、皆さんも大変お忙しい毎日を過ごされていることと思つております。

さて、先月は、大変暑い中、農地利用状況調査等に取り組んでいただき大変お疲れさまでした。今年は委員の改選時期と重なつたことから、実施期間が短く、各委員の担当地区も変更があつたり、また8月から委員になられた方にとっては初めての調査ということで、ご苦労も多かつたかと思つております。今後、調査していただいた農地利用状況の結果を踏まえ、農地の利用の最適化の推進に努めてまいりますので、委員の皆様、ご協力のほどよろしく願いいたします。

さて、本日の総会も、議案のほかにその他の件として幾つか提案することがありますので、よろしく願ひします。

それでは、農務班長から、農業委員19名中、本日の欠席は、平委員が遅れるということで、過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に5番松川委員、6番寺田委員を指名し、ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

それでは、**議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について** 事務局より説明をお願いいたします。

事務局（〇〇） 失礼いたします。2ページをお願いします。

（議案第6号 番号1～4を朗読）

なお、4番について、営農計画書が提出されており、3ページでございます。

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者、第5号の下限面積を下回る場合及び第7号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、いずれの案件も全て許可基準を満たしているものと思われまふ。以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法第3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいということになっております。

まず、1番の案件ですが、土地の所在が深江であります、深江の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)
議 長 2番は布津の案件ですが、布津の委員さん、いかがでしょうか。
(「問題ありません」との声)

議 長 3番は西有家の案件であります、西有家の委員さん、いかがでしょうか。
(「異議なし」との声)

議 長 はい。

4番は、先ほども説明がありましたが、口之津の案件ですけれども、農業委員さん、いらっしゃいますか。〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 これ、参考までに尋ねたいんですけど、4番、口之津町の件でございますけど、持ち分が1, 400余りあり、プラス1, 800。口之津の下限面積が3, 000を超えた場合にはこういうふうな営農計画、贈与であっても営農計画書を作らにやならんとですか。営農計画書。

議 長 事務局。

事務局(〇〇) 最初は出てはいなかったんですけども、一応下限面積を超えて、今までもされてはいるんですけども、3, 000㎡を超えるということで、正式にはないんですけど、これからどうやっていくかという、いけばその意向を示してほしいということを出してくださいということをお願いしたところなんです。必ずということではないんですけども、こういうふうにしたほうが多分、農地取得というのが明確になってくるのかなと思って、お願いして出してもらったところなんです。

議 長 よろしいですか。

〇〇番〇〇委員 はい。

議 長 必須ではないということですね。

事務局(〇〇) はい。

議 長 参考のため。口之津の適正化推進委員の皆さん、ご異議ありませんか。4番の案件ですけれども、よろしいでしょうか。
(「はい」との声)

議 長 はい。

全体で何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 意見がないようですので、申請どおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって申請どおり許可することといたします。

次に、**議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について** 番号1より事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 説明に入る前に、今回の総会資料とともに補足資料ということで、農地法第5条の規定による許可申請ということで、こういう地図等をお渡ししていたと思います。先週金曜日に現地調査がありまして、それを踏まえて図面を提出し直された分を今日、机のほうに配付をしているところです。計画図が青色からちょっと黄色になった分、2枚物になります。こちらのほうが土留めの部分の表示と、それとU字溝が450になったU字溝ということと、あと、南島原市のほうの里道、水路関係の許可を受けているということを図面に落としたという状況になっています。あと、縦断面図につきましてはその土留めの部分について、またこちらのほうに落としてい

るということになっていきますので、こちらのほうをお願いしたいと思います。

それともう一つ、こちらのほうに事務指針の抜粋ということになっておりますので、説明の途中でこちらのほうをちょっと見ていただくことありますので、お願いします。

それでは読み上げに入ります。4ページをお願いします。

1番、有家町〇〇、〇〇さん、〇〇、〇〇さん、〇〇、〇〇さん、3名から、有家町〇〇、〇〇へ。有家町〇〇、畑、現況、畑、地積526㎡外14筆、15筆合計9、197㎡です。転用の目的、建設残土等処分場。申請地を借り受けて、残土処分場として建設残土を埋め立てし、優良農地に復元する。権利の内容、使用貸借権。時期、平成31年1月7日より。期間、3年間。農振内農用地内です。こちらは一時転用となります。〇〇氏所有の農地以外の土地が7筆3、580㎡、内訳、山林6筆2、979㎡、原野1筆601㎡。〇〇氏所有の山林3筆1、517㎡。全て合計しますと25筆で1万4、294㎡になります。対象地がですね。

申請地は農用地であり、この申請については、9月20日付で農業振興地域整備計画に対し支障がない旨の意見を市長よりいただいております。転用目的の建設残土等処分場は一時転用扱いになります。

先ほど言いました農地転用関係事務指針抜粋のこちらの1枚物をお願いいたします。その真ん中ほどにスと書いてあります。建設残土等処理場、土捨て場。建設残土処理場については原則として許可はしない。ただし、3年以内の一時的な転用で、事業終了後、優良農地として復元するものについては例外的に許可し得るということになっております。

今回の申請についてはこの例外の部分に当たるということになります。

議案書のほうをお願いいたします。

埋め立てを行う面積は7、348㎡、埋め立てる量につきましては2万7、433㎥、埋め立てる高さで一番深いところの、高いところにつきましては7mの埋め立ての計画になります。

あと、ちょっと図面を見ながらでもお願いいたします。

上のほうですね、申請地のところに流れ込む中心から、北側のほうからですね、その申請地のところに流れ込んで北側のほうに流れるということ、流れ込むのをちょっとイメージしてもらっていいですか。そこに流れ込む雨水等については中心から東寄りの既存水路のほうに今流れているんですけども、この既存水路については暗渠排水工事を行って雨水の排水に影響がないようにされる計画ということ。そちらの水路のほうは暗渠排水工事を行って確保するという。雨水のほうはそれでも対応できるとなっております。その件については南島原市の許可を受けて許可済みということになっております。埋め立て部分の雨水は自然浸透、それと浸透できなかった雨水については西側に設置する設置長146m、サイズが450ミリのU字溝で受けて、南側の計画外の既存水路へ沈砂池を経由して放流されます。土留めについては、計画の南側には状況に応じた土留めを行い、埋め立て後は計画範囲の途中、3カ所3ラインで高さ0.3mの土留めを設置されて土砂流出防止が図られるということになっております。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。8月21日、午前8時45分から集合いたしまして、それから現地に行っていました。これは2,000㎡を超えておりますので、〇〇の農業委員さん全員と、それで推進委員の〇〇委員と、そして〇〇の〇〇委員と事務局4名、計10名で現地調査に行っていました。

現地場所は、今、道路があります〇〇の〇〇から左のほうに約300mちょっと行ったぐらいに〇〇と〇〇の橋ができております。〇〇といいますけども。現場はその橋の真下でございま

す。現地調査のほうもその橋の上から調査をいたしました。

見ておわかりのとおり、先ほど事務局のほうからもご説明をいただきましたけれども、当初は、ここに新しく入っておりますこの図面には土留めというのはなくてですね、現地調査をしたときに泥が流れ出ないように土留めをやってくれということでお願いして、ここに新たに差し替えていただいたと思っております。そしてまた、下のほうのいろんな水利権という問題もありましたけれども、その辺は下の自治会のほうにもお願いして了解を得ているということを知りましたので、なるべく元の川のほうに雨水のほうは流していただくように、横に行ったりなんかしないようにということも、くれぐれ言ってまいりました。

ただ、21日の調査がありました後に、そこに、今、現地の下のほうから連絡をいただきました、すること自体はよくなることだからいいけれども、泥をここに持ち込んできたときに初めから段差をつけてピシャッといくわけにはいかないから、雨が降ってその泥が下に流出などしないようにくれぐれも言ってくださいということで、我々呼び出しを受けまして行って話を聞いてまいりました。ただ、私が一番心配するのは、この橋を西のほうに行くわけですけども、西の橋の一番角のほうから土を搬入するということでしたけども、ここは左側に大きな自治会がありますけれども、ここは小学校の学校通路にもなっております。そしてまた遊歩道がこの橋にかけてはなくて、橋の横を通らんといかないということで、そちらの自治会の皆さんからも、土を持ってくることは悪かことじゃないけれども、とにかくその子供に支障がないように、それで事故がないようにということもくれぐれも言ってくれるということで私たちも聞いてまいりました。それで、今、赤の線がありますけれども、埋め立てのところ、とにかく地権者の全部土地ということで、その辺は問題ないのかなと思っておりますけれども、その辺もやっぱり、雨というのは、一定した雨が降ればよかんですけど、最近の雨は、集中豪雨で来たときにどういう対応ができるのかなと。申請者の人はそれなりにしときますということでしたけれども、どれだけの雨が降るのかこれは予想がつかみませんので、側溝も35センチから45センチに変えましたということでしたので。完成が3年ということでしたので、とにかく3年の間に出来上がる方向性で、それで周りにいろんな形で支障がないような状況であれば、私も何回となく、同じ地域なものですから、見て来いと言われて行ってそういう話をし、いや、もうこういう話ですよということでしたら、それはもういいことだからということでおっしゃいましたけども、ただ、出来上がったときの、皆さん、これ見ていただければわかると思うんですけど、ほとんど大きな木が立っとうるわけですよ、それなんかもとにかく伐採して、ここは埋め立てになって良かったねって、言えるような状況にですね、今ここはもう埋まる場所なんですけど、この右側はもう見て皆さんおわかりのようにとにかく、山も本当の山にかなわないくらい荒れているものですから、その辺もきれいにしていただければ、してよかったねというような状況にしていってくださいということでしたので、皆さんに報告をして、そしてまた審議をしていただければなと思っております。よろしくお願ひします。以上です。

議長 現地調査に同じく同行されました適正化推進委員の〇〇番〇〇委員、いかがでしょうか。

〇〇番〇〇委員 先ほど〇〇委員さんのほうよりお話がありましたように、私と〇〇さん、それと〇〇、〇〇の委員さんに来ていただきました。私も心配しておりましたのは、その下のほうに私たちの水田があるものですから大変心配しておったわけですけど、しかし一番最初にこの話を持ってこられたときに、同意をしてくださいということで来られたときに、今の状態ではとにかく荒れるから、そういう不安はありますけど、もういいんじゃないですかというふうな意見を地権者の方にも言われましたので、それで最初〇〇さんのほうより説明がありましたように、最初U字溝は3

0やったんですね、それで説明に来られた時にときにそれが40以上にしてくださいということで要望をそのときいたしましたけど、その時返事はすぐにされなかったですけど、45に最終的にしていただきました。それと、今、委員さんのほうより、土留めをですね、〇〇とかと〇〇委員さんがそれを言っていたので、それをしていただきましたので、不安も少し和らいだような状況でございます。今の状態ではとにかくもう山になるだけですので、良くなることならいいんじゃないかということで、あれしました。以上です。

議長 現地調査の折に、今日配られた図面の中に土留め工事がなされていなかったもので、現地調査のときをお願いをして図面を引いてもらって、一番下とそして間に3本ですね、土留め工事高さ0.3ということで、南北の勾配が5.5でありますので西側のU字溝の450のU字溝は0.2の勾配、南北は5.5ですので、そのまま南のほうに大雨のときは流れはしないだろうかということで、こういう土留め工事をお願いしたところでありました。現地調査員の方の報告もありましたが、皆さんから何かご意見等、ご質問等ありませんか。今までにこういう大きい一時転用のことはなかったものですから、初めての案件で上がっております。〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 この使用貸借権が3年間となっておりますけども、その3年間のうちに公共事業かれこれでこれだけの㎡数を埋めあげる予想もついて申請なさっておりますか。もしも3年以内でできなかった場合で、また新たに申請をし直すような感じでいらっしゃるのか、そこのところを事務局はどのように聞いておられますか。返事をお願いしたいと思います。

議長 事務局、どうぞ。

事務局(〇〇) 申請者のほうからは、おっしゃっているのはこれよりも10倍ほどは大体目途はついていてということでお話はいただいているところでございます。あとそれと、この話自体もちょうど〇〇のほうの海の埋め立てのほうも結構埋まってきているというような話もございまして、公共工事あたりの残土の処理場が必要にもなってくるし、そちらのほうもちょっと地権者のほうからのお話もあつたというような話で今回思い立てられているようです。それについても、土の確保については申請者のほうではそこまでというか、大体確保できているということでした。

それと3年間のことなんですけども、これはあくまで3年間ということで、一時転用については3年間ということでもうこれは決まりになっておりますので、これについては今のところ当然本人たちは延長ありきではされてはいません。当然3年間で終わるということで工程表も出していただいておりますので、その中で受け入れは、先ほど言いました、今、7,000ほどの受け入れを大体受け入れていく計画も立てられておるところでございます。実際これが委員ご心配のとおりもし3年で終わらないとなるようであれば、当然協議はする必要はあるというのはこちらの指針のほうにも少しは書いてあるところでございます。すみません、これぐらいでよろしいでしょうか。

議長 〇〇のあそこがもう満杯ということで。

(「聞いております」との声)

議長 それと〇〇のあそこのトンネル工事、あの残土が主流かと聞いております。〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 これ、3つの土留めがされておりますけども、泥留めがなされておりますけども、優良農地にして返還したいという方針が出ておりますが、まだ畑を使っているところはこの泥留め状態の中で畑をつくって、これは1枚が泥留めで終わるわけじゃないですよね。そういうふうな畑の計画ってまだ出来とらんですか。

議長 事務局。

事務局(〇〇) 現時点で地権者と具体的にその絵を、図を引いている状態ではないということにな

っております。今回、当然、現地調査におきまして各委員からも、どういうふうに使っていくかというのを具体的に話をする必要は当然ありますよということで申請者のほうには話をしているところがございます。実際これをこの状態だけで、言われるように当然活用していくための方策は当然講じる必要はあるということで現地でもお話をいただいていますし、申請者のほうに伝えているところがございます。

議長 よろしいですか。

ほかにありませんか。〇〇番〇〇委員、意見ありませんか。どうぞ。

〇〇番〇〇委員 だいたいあれはもちろん、〇〇さんも初めてということで、私もこんな大規模なあれを見るのは初めてなんですけど、まず1点、東西に勾配が0.2%というのは理解できるんですけど、南北に5.5%という勾配は少しきついんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

議長 事務局。

事務局(〇〇) 委員ご指摘のとおり、この勾配について〇〇の方からも疑義はいただいていたところがございます。一応申請者の方とこの図面の設計をした設計の方に確認をさせていただきまして、こちらのこの勾配等ですね、あと南北ののり面のこの形状につきましても、〇〇の資料をもとに計算をしてこういう勾配と構成、形状については決定しておるということの確認はとれているところがございます。

以上です。

議長 今質問があったように5.5という傾斜がありますので、その状態ではそのまま大雨のときに流れてしまうんじゃないかということで、ここに土留め工事をされるように現地調査のときお願いした結果がこの図面にあらわれているのだと思います。

ほかにありませんか。〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇ですけど。先般の今月の連休の月曜日の日ですかね、祭りのときですけど、その日にこの申請者の〇〇さんから、私そこに呼ばれて行きまして、今も〇〇委員さんからもご指摘がございましたように盛り土留めということでしたけども、とにかくここに土が全部2万何百㎡入ってから下の土留めなんかをするんじゃなくて、初めからもうとにかくその土そのものが流れないような状況をつくりながら余裕を持った埋め方をしてくださいということで、私も現地に呼ばれましてそういうような話もしてきましたので、今、〇〇委員さんからも3年間ということを言われて、泥はどれだけでもあるというでしたけども、その泥が実は本当にあるのかないのかこれは私たちもわかりません。3年間と言われた限りは、もう3年間で完全に終わるような状況もつくってくださいということもですね。またそれで私もお願いしてきておりますので、その辺は少しでもいい方向にいかれるんじゃないかなと私は思っています。以上、補足です。

議長 ほかにありませんか。〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 この申請地におきまして450の側溝とか結局西側にかなり大きな側溝を設けてありますけれども、最終的な土留めとかあるいは勾配によって西、西に集まるようになって、最終的にはこの調整池、沈砂池というんですかね、そちらのほうに集まるような形になっておるみたいですが、今のところスライド等を見ておると、その後の排水路のほうはかなり小さくて、それだけの量をさばけるのかなと。といいますのも、今のお話ではトンネル工事の山の泥を持ってこられると。大型ダンプでどンドン持ってこられて重機で踏み固めていくわけですから、いくら泥といっても浸透というのは余り期待できずに踏み固めてしまう状況なので、こんなに広い敷地の中、申請地の中でそれだけの調水池というんですかね、それで足りるのかどうか。それに増してその後の下流への水の排水ですね、今スライドで見るとどうしても余り大きな川でない、

水路でないみたいですから、その辺対応できるのかなという懸念がありまして質問させていただきます。

議長 事務局。

事務局（〇〇） 一応、当時現場確認のときに心配されていたこの北側のほうですね、北側のほうにも結構流入があるということで話がありました。その北側の山手のほうと北西側の道路のほうからも流れ込むというのが結構懸念されている状況にあるそうです。この市道のほうにつきましては同じレベルの隣の、その道路と同じレベルの部分について市の建設部のほうでその道路からの雨水の流入は防ぐような工事を行うということで話がついておるところでございます。ですので、北側のほうの雨水についてはその施工については軽減をされていて、なおかつ今北側のほうにたまった分については、先ほど説明したようにこの排水路に継いで賄えるということで建設部とも何度も現地に確認をしに行っていてされているところでございます。実際埋め立てをした部分につきましては、側溝についての450ですけども、基本当然固めはするんですけども農地のように結局上の耕作道というか道路は当然農地復旧に際してはします。当然浸透もしていきます。その450のU字溝で受けて、その既存の水路まで接続して沈砂池でして流すということで、そちらのほうは大丈夫なんじゃないかなとこれも思っておるところでございます。沈砂池の分につきましても当然たまった泥については適宜とっていくということで伺っているところでございます。

以上です。

議長 この件に関して地権者であられる〇〇番〇〇委員のご意見いかがでしょうか。沈砂池から下流域に関しての川幅に関して何かご意見ありませんでしょうか。

〇〇番〇〇委員 私の水田のあれはこれより大分何百mも下のところにありますので、影響はないんじゃないかなというふうに思っております。

議長 わかりました。

ほかにご意見ありませんか。いろいろご意見出ましたけども、注意点、工事中の土砂が流れ込まないように、あるいは通学路でありますのでその工事に関しても注意が十分必要とされるという意見が出ております。そういうことを踏まえ伝えながらしたいと思っておりますけども、ほかにご意見がなければ許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なし。よって、許可相当として県農業会議に諮問することとし、その後、県農業会議の意見を付して県へ進達いたします。

次に、番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） すみません、5ページをお願いいたします。議案第7号のナンバー2です。

北有馬町〇〇、〇〇さんから、南有馬町〇〇、〇〇さん夫婦へ。南有馬町〇〇、田、田、413㎡。転用の目的、一般住宅用地。申請地を譲り受けて、住宅、軽量鉄骨造2階建て、建築面積61.72㎡を建築したい。権利の内容、交換。時期、許可あり次第。期間、永久。こちら農振内農用地外です。白地です。南有馬町〇〇、田449㎡、5条許可済みと交換。

本案件の農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」であり、第2種農地であると思われれます。高さが6mの軽量鉄骨造合金メッキ鋼板葺き2階建ての住宅を建築するために申請をされております。西側は市道に面しておりその高さを考慮し、盛土を20cmほど行われ、南北の隣接地の境界には土留めブロックを設置されます。東側は水路になっております。北側境界からは2m離して、東側に寄せて建築されます。雨水はためます経由で東側水路へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理され同様に東側水路へ

放流されます。資金は借入金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。9月21日の午前10時40分ごろより、〇〇委員と〇〇委員、事務局3名で見てまいりました。現場は〇〇から100mぐらい行ったところを右に曲がったところでありまして、事務局がおっしゃったとおりなんですけど、分筆して半分ぐらい家を建てるといことなんで特に問題ないと見てまいりました。以上です。

議長 現地調査員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員、何か意見ありませんか。

〇〇番〇〇委員 特にありません。

議長 現地調査員からの報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達することといたします。

次に、**議案第8号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 今月の利用集積計画ですけれども、賃貸借権が10件で2万1,867㎡、使用貸借権が3件で5,660㎡、所有権移転が7件で1万4,294㎡となっております。

それでは、個別の案件について朗読いたします。なお、賃借権の再設定については朗読を割愛させていただきます。また、賃借権で借り受け人が振興公社の場合は、借り受け人につきましても朗読を割愛させていただきます。

(議案第8号 賃貸借権 番号1～6新規設定、使用貸借権 番号11～12新規設定、番号13再設定、所有権 番号14～20を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしていると思われまます。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 意見がありませんので、議案第8号、農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

次に、**議案第9号 農用地利用配分計画(案)にかか意見について** 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 議案第9号です。こちらのほうですけれども、配分計画です。前回までの総会で協議していただいた集積計画の決定分のものになりますので、読み上げは省略させていただきます。以上でございます。

議長 ただいまの説明にご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、農用地利用配分計画は妥当として報告してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用配分計画は妥当として報告をいたします。

次に、議案第10号 南島原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 10ページからになります。8月の総会のときに皆さん方に一応一通りご説明をしておりまして、その中で12ページの担い手への農地利用集積目標につきまして前回のときには55%というような格好でしておりました。今回50%ですね。この分につきましては、県の農業会議のほうが大体1人委員さんにつきましては1年間に2haを目標数値として集積を推進してくださいというような格好になっておりまして、その分を含めまして大体、2名欠員ですけれども、本市の場合は49名定数があります、その分が1年間に2haずつ集めて、その分を5年間したときに大体500haぐらい増加させる目標が県の農業会議のほうでも目標数値とされておりましたので、その分を参考に若干目標数値を下げていると、それと同じ程度に下げているというような格好しております。その場合、平成30年の3月から比べて目標の35年の3月を大体500haぐらいふやしたところで本計画を修正をかけているというような格好になります。あとの部分につきましては前回8月のときにご説明したような格好で、その後、意見等ございませんでしたので、その分の数値目標だけちょっと50%に下げたところで目標数値を修正しているというような状況であります。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ありませんか。

先月、案を出された中で修正があったというのは先ほど説明したとおりで、1人1年間で2haという担い手への利用集積を目標とするということに変わっておりますが。意見ないですかね。
(「なし」との声)

議長 意見がないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって南島原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については原案どおりに決定いたします。

次に、議案第11号 県営農村地域防災減災事業(農業用河川工作物等応急対策事業)有馬川地区の施工申請に伴う土地改良法第3条資格者証明願いについて を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 14ページをお願いします。議案第11号です。

今回の農業用河川工作物、括弧書きで書いてありますけれども、工作物は頭首工、「頭」に「首」に工業の「工」ですね、田への用水を川からとるための施設となります、この頭首工が対象となります。それを整備するためには、農地の基盤整備と同じように、事業に参加される方について土地改良法に基づく3条資格を農業委員会で審議し、有資格者と判断する場合はその資格の証明をすることになります。その証明がないとこの農村地域防災減災事業ができないようになっております。

事業内容ですけれども、有馬川にある頭首工は昭和48年の災害復旧事業により鋼製の起伏堰に改修されておりましたが、このゲートの倒伏装置が今、機能不全となっております、洪水時等に十分に機能していないため改修されるものです。

対象となるのは整備をしようとする工作物に係る受益地の所有者。賃貸借とか使用貸借に基づいている場合は耕作者となっております。

今回、事業の担当部署から、各受益地を確認し、参加しようとする方の名簿が作成され、市長

から農業委員会に対象者について有資格者証明願が提出されており、それに基づき議案を作成しております。

ここで見ていただくのは、この中で万が一死亡者がいないかどうかを特に見ていただきたいと思っております。今回、対象者は24名で〇〇の1名を除き、〇〇・〇〇・〇〇にお住まいの方ですので、それぞれの町の委員さんには主になってその点をよく確認していただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長 ただいま説明がありました。何かご意見、ご質問等はありませんか。

〇〇・〇〇・〇〇の皆さんでありますので。これだけおられる中でほとんどご承知かと思えますけれども、死亡されていないということが確認できればよろしいかと思っております。

皆さん、何かご質問等ありませんか。わからない地区の方がいらっしゃればちょっと時間を、休憩をとって……。〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇の〇〇さんは〇〇では。確認をしてみてください。

議長 〇〇番ですね。

ほかに疑問と思われる方はいらっしゃいませんか。

事務局(〇〇) 一応農地はですね、〇〇の〇〇が国道沿いにあると思うんですけども、そこら一帯になります。大体、〇〇の庁舎のほうからそのまま真っすぐ〇〇のところを来ると〇〇に来ますけれども、その鉄橋の近くに可動式の堰があると思うんですけども、その分の言ったら改修工事というような格好になっております。

議長 今、事務局が〇〇番に対して確認を行っておりますので、皆さん、地域の方でわからないところは話し合いをお願いしたいと思います。

ちょうど1時間となりますので、10分ほど休憩をしたいと思います。

(休憩)

議長 それでは、休憩を解き、会議を再開したいと思います。

事務局、先ほどの結果をお願いします。事務局。

事務局(〇〇) 失礼いたします。議案第〇〇号に関しまして確認をとということで、〇〇番の〇〇さんと〇〇番の〇〇さんと確認をとということでしたので、住基担当のほうに確認をさせていただきましてご存命確認……。言い方、すみません、失礼に当たるかもしれませんが、確認がとれましたのでご報告いたします。

議長 そういうことでした。勘違いもあったかと思えますので、皆さん十分検討していただいた結果でありますので。

ほかにご意見ありませんか。

(「なし」との声)

議長 意見がありませんので、資格者証明を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって資格者証明を交付することに決定いたします。

以上をもって議案の審議を終了させていただきます。